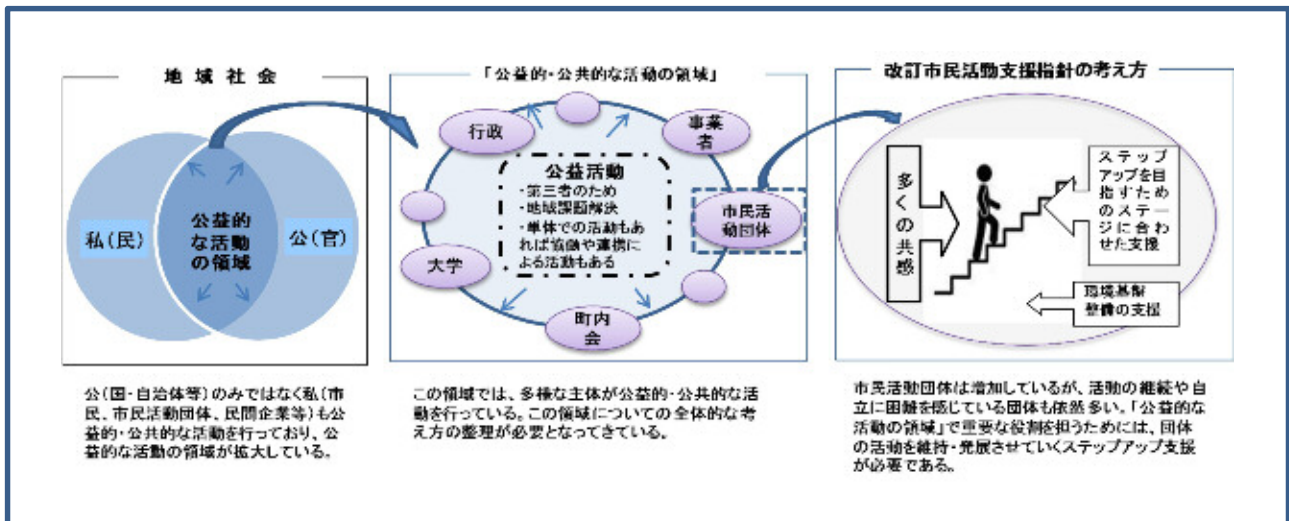


市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性について

1 用語の定義について

市民活動支援指針の中で、支援の対象とする範囲を確認するために必要な用語とその定義をここで検討します。



(1) 公益的・公共的な活動 = 「 」

○公益的・公共的な活動

- ・ 地域課題の解決
- ・ 第三者のため
- ・ 不特定かつ多数の利益の増進に資する

例) ・ 災害復旧ボランティア活動
 ・ 特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」)による介護サービス事業
 ・ 非営利団体や個人が行うコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス

●公益活動ではない活動

- ・ 私益・共益的活動
- ・ 営利活動を主たる目的とするもの
- ・ 宗教：現行「布教を目的とする宗教活動」
- ・ 選挙：現行「特定の政党や候補者を支援する活動」
- ・ 政治：現行指針中には特に記載なし

★営利、共益、宗教等の諸活動が主たる目的である団体による公益的・公共的な活動もある。

例) ・ 企業のCSR(社会貢献事業)
 ・ 大学の地域貢献活動
 ・ 町内会による地域貢献活動(緑道整備、地域防犯活動)
 ・ 宗教団体による福祉サービス提供

(2) 市民活動

市民活動支援指針（現行）

「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」（布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動を除く）

今後の市民活動の定義（案）

市民活動団体が行う公益活動

(3) 市民活動団体

市民活動支援指針（現行）

「支援の対象となる市民活動については、狭い意味での市民活動団体（例えば特定非営利活動法人格取得団体やそれに準じる団体など）に限定することなく、地域や職場をベースに結成された任意のボランティアサークルであっても、支援の対象とする。また、川崎市内で活動を行っていれば、その事務所の所在地は、問わない。」

今後の市民活動団体の定義（案）

市内で活動する公益的・公共的な活動を行う非営利の団体のこと。狭義にはNPO法人やそれに準じる団体などを指すが、町内会・自治会も、共益活動ではなく、公益活動を行う場合には市民活動団体とする。本指針で支援の中心となる主体は、この市民活動団体とする。

【 市 民 活 動 支 援 に 関 す る 用 語 の 定 義 】

公益：社会一般の利益、公共の利益

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」では、「公益目的事業」を「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定義。

私益：個人の利益、私利。例) 私企業の営業活動

共益：共同の利益共通の利益（例：町内会や〇〇連合会の会員同士の互助活動）

(以上、定義部分はデジタル辞書等。例は事務局作成)

NPO：“Non-Profit Organization”の頭文字をとった言葉。日本語では、「非営利組織」や「民間非営利団体」と訳される。株式会社等「営利」を目的とする組織とは異なり、営利を目的としない組織のこと。「組織」とは、規約をもち、役員等の組織体制を整えて活動を行う団体を指す。

営利を目的としない：活動によって得た利益を構成員で配分しない。団体の活動で収益があった場合には、人件費や消耗品費、交通費等の必要経費に充て、さらに剰余金（利益）が生じた場合、構成員（社員、正会員等）で分けず、次年度の事業に使う。無償でサービス等を行わなければならないという意味ではない。

営利団体：団体の利益を構成員（株主）に分配できる。例) 株式会社

ボランティア：一般的によりよい社会づくりのために、個人が自らすすんで行う活動で、多くは金銭的な見返りを求めないもの。

NPO法人（特定非営利活動法人）：NPO法（特定非営利活動促進法）が定めた要件によって設立された、不特定かつ多数のもの利益のために活動する団体のこと。法務局の登記をもって成立する。NPO法人を設立するためには、その団体が、NPO法（特定非営利活動促進法）の要件を満たしているかどうかを確認する、都道府県や政令指定都市（所轄庁）の認証が必要。

認定・仮認定・条例指定制度：NPO法人に対する個人や法人からの寄附を増やし、その活動を支援する目的で、平成23年6月にNPO法等が改正された。認定制度の基準緩和、仮認定制度の新設、条例指定制度の新設等が行われた。

● **認定制度**：一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度

● **仮認定制度**：設立の日から5年を経過しないNPO法人（法施行後3年間は、5年超の法人も対象）のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して3年間に限り仮認定を与える制度

● **条例指定制度**：個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度

(以上定義と解説は川崎市HP「特定非営利活動法人(NPO法人)制度とは」・「条例指定制度に関する手続きなどについて」)より事務局編集)

協働：「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。」(川崎市自治基本条例第3条(3))

コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス：

地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあります。このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスです。(川崎市HP「コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスサポート」より、引用(ただし、この定義は経済産業省HPより引用されたもの))

2 検討の方向性について

(1) 公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体の状況

- ・複雑・多様化する地域課題の増加の中、市民活動団体の重要性が再認識されている。
- ・指針策定から12年が経過し、NPO法人も指針策定当時から大幅に増加。
- ・公益的・公共的な活動の領域の重要性が増し、行政との協働事業も増加するなど、活動の充実が望まれている。
- ・行政からの助成金や委託事業の終了後の展望が描けないなど、資金や人材の課題は常にあり、活動の継続に不安を抱えている団体が多い。
- ・現在の本市の市民活動支援施策は行政や中間支援組織からの支援が中心で、市民同士の相互支援に関する仕組みの拡充が必要。
- ・認定・条例指定制度など、寄附者に対する税の優遇措置の制度が施行されたが、制度の周知や寄付意識の醸成については今後の課題。



公益的・公共的な活動の領域の担い手として充実した活動を行うためには、多くの共感を得ながら団体の活動を維持・発展させていくステップアップ支援が重要である。

(2) 公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体以外の主体について

この領域では、狭義の市民活動団体だけでなく、町内会・自治会、CSR（企業の社会的責任）を推進する事業者、地域貢献に取り組む大学、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス等多様な主体が活動をしている。主たる目的が非営利や公益活動ではない主体であっても、この領域で公益的・公共的な活動を行っている場合には支援の対象となる余地がある。ただし、支援の方法は主体の特性がさまざまであるため、すべてを本指針において検討することは難しい。本指針の改訂検討においては特に市民活動団体以外の主体が、市民活動団体と連携してこの領域で活動する場合の支援施策を検討する必要がある。